



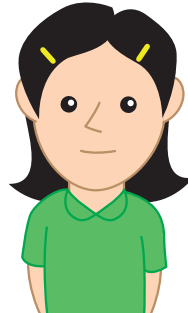
社会の授業で②

社会の教科書に掲載されている歴史上の人物の肖像画や写真に、めがねをかけさせたり、ひげを生やしたりしていたずら書きしている子どもがいます。

教科書は大切に使わなくちゃいけないな…。



偉い人も悪そうに見えちゃうよ。



〇〇先生にそっくりだ。



これじゃあ誰だかわからないね。



教師のための解説

肖像画や写真も著作物です（ただし、モデルや被写体については、著作権ではなくいわゆる「肖像権」という概念で、人格的利益や財産的利益が保護されます。）。

歴史上の人物の肖像や写真の場合、保護期間が過ぎて著作権が消滅している場合も多いと思われます（保護期間は、原則として、作者の死後**70**年後までです。）。

しかし、了解を得なければならない期間が経過した後でも、その作品の作者の意に反した改変をされない権利（同一性保持権＝著作者人格権のひとつ）は侵害してはなりません。

子どものいたずら書きですから、罰せられるような違法性はないと考えられますが、他人の作品や作者の権利を尊重する意識や態度を育てるようにしましょう。

自分が描いた絵にいたずら書きされたらどう思う？

